⑵　当該投資事業に係る⑴の財産の運用が、法第六十三条第一項第二号に掲げる行為に該当し、かつ、金融商品取引業者等（投資運用業を行う者に限る。）又は同条第五項に規定する特例業務届出者（同号に掲げる行為を業として行う者に限る。）により行われるものであること。	［加える。］
［八・二　略］	［八・二　同上］
［十四～十七　略］	［十四～十七　同上］
［2～11　略］	［2～11　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

（施行期日）

1　この府令は、令和八年九月十六日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2　この府令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○内閣府令第七十九号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第二項、第五条第一項（同条第五項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）及び同法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第十三条第二項第一号イ⑴（同法第二十七条において準用する場合を含む。）並びに同法第二十七条において準用する同法第二十四条第一項及び第三項の規定に基づき、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和八年九月十五日

内閣総理大臣　高市　早苗

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令

（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部改正）

第一条　金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

改正後	改正前
（有価証券に表示されるべき権利を当該有価証券とみなすもの） **第四条の三**　法第二条第二項に規定する内閣府令で定めるものは、同条第一項第二十号に掲げる有価証券とする。	［条を加える。］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正）

第二条　企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第二号様式 【表紙】 【提出書類】　有価証券届出書 【提出先】　＿＿財務（支）局長 【提出日】　年　月　日	**第二号様式** 【表紙】 【提出書類】　有価証券届出書 【提出先】　＿＿財務（支）局長 【提出日】　年　月　日